

第3期子ども・子育て支援事業計画

【計画期間】 令和7年度～令和 11 年度

令和 7 年 3 月

筑後市

目次

【1】 本市の子ども・子育てを取り巻く現状	1
1 統計による本市の状況	2
2 これまでの主な取り組みとその成果	7
【2】 子ども・子育て支援に関する事業の量の見込みと確保方策 ...	10
1 子ども・子育てに関する事業の推進	11
2 地域子ども・子育て支援事業について	15
【3】 計画の推進に向けて	25
1 計画の推進体制	26
2 計画の進行管理	26

1. 凡在本行开立存款账户的客户，均可申请开通网上银行服务。

1 統計による本市の状況

(1) 人口の状況

○全国的に人口減少が進行している中であって、本市においても、人口、年少人口ともに減少傾向がみられています。

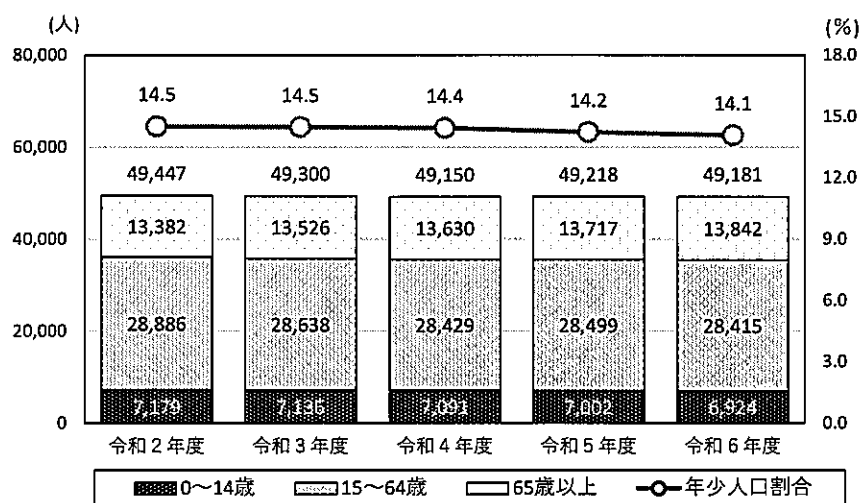
○年齢3区分別人口をみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

○年少人口の中でも、0～4歳人口は減少が続いています。

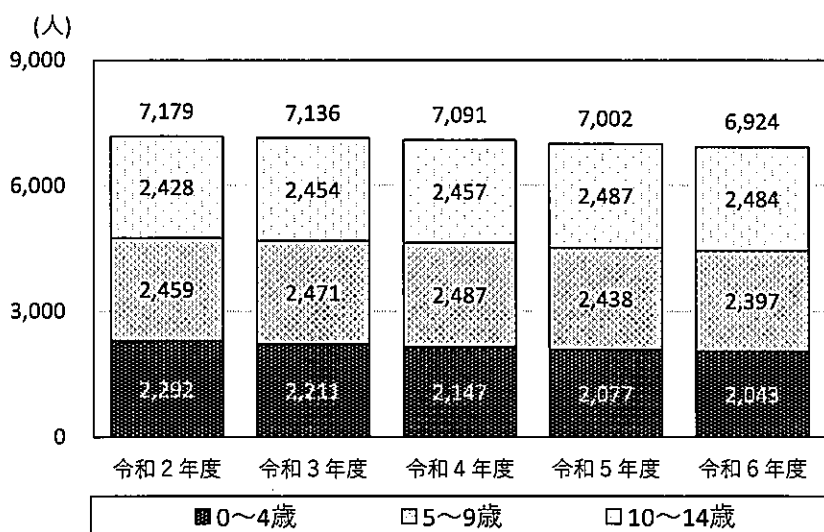
○人口ピラミッドをみると、34歳以下の人口減少が著しく、少子化の進行から、今後も子育て世代が減少することが予測されます。

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

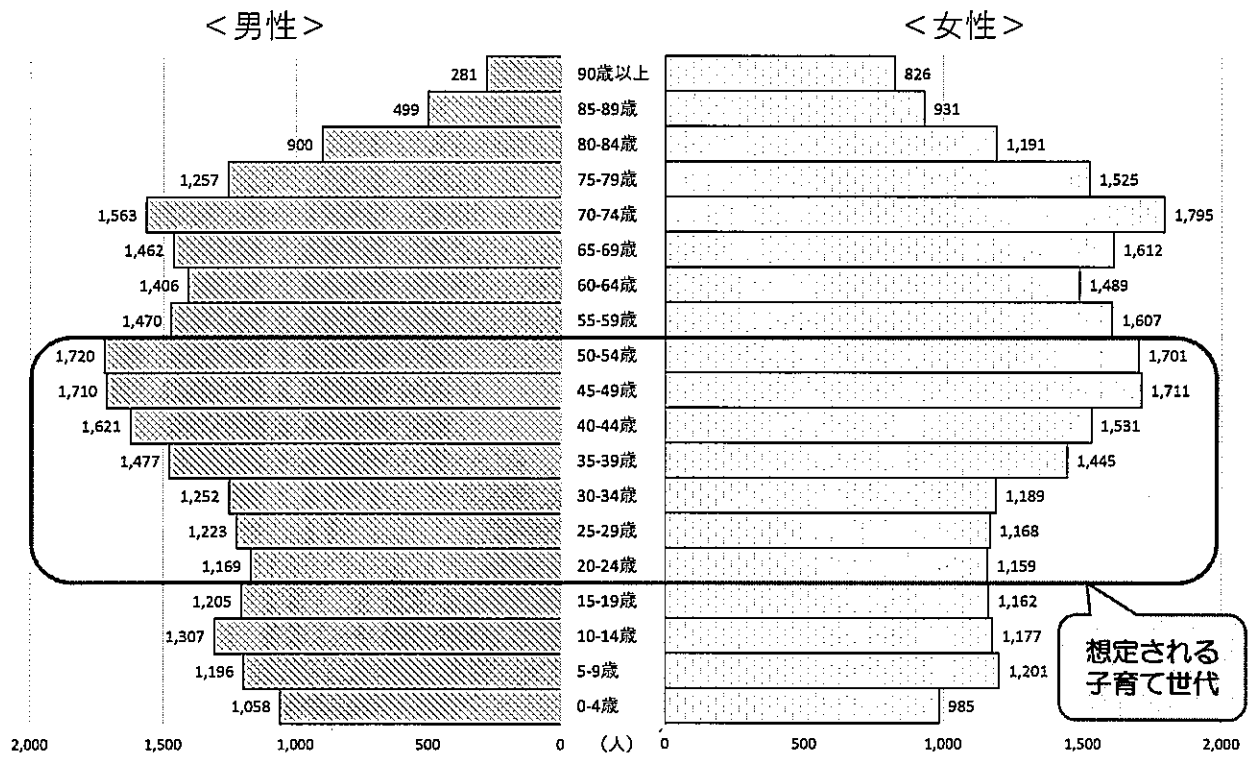
■ 年齢3区分別の人口の推移



■ 年少人口の推移



■人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）

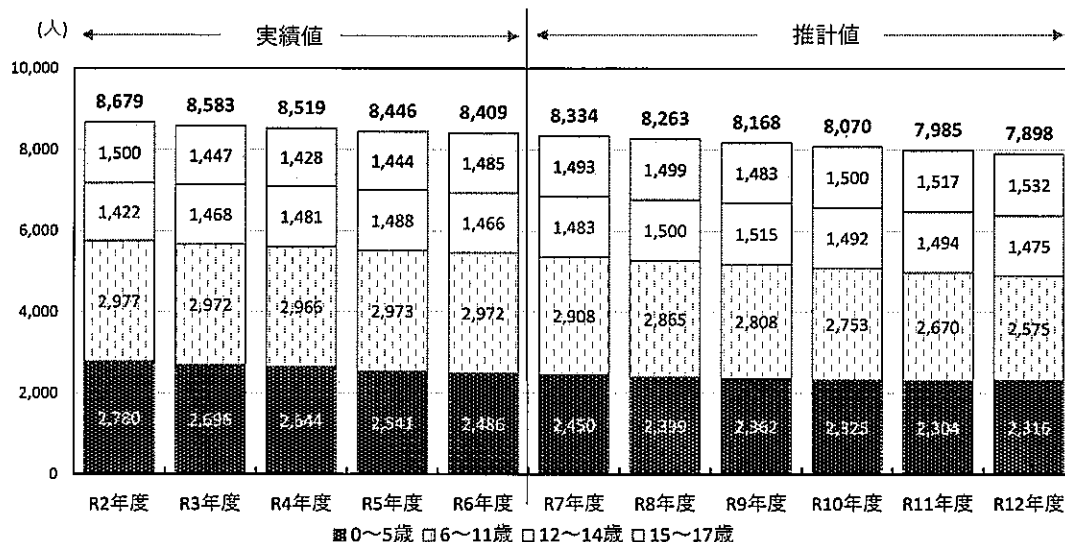


(2) 児童の状況

〇〇～17 歳人口の推移をみると、毎年減少しており、この傾向は今後も続くと見込まれています。

資料：実績値は住民基本台帳、人口推計はコーホート変化率法による各年度4月1日現在の推計値。
コーホート変化率法とは、同期間に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■ 〇～17 歳人口の推移と推計値



■ 〇～17 歳人口の推移と推計値（表）

年齢	実績値					推計値					
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
0歳～5歳合計	2,780	2,696	2,644	2,541	2,486	2,450	2,399	2,362	2,325	2,304	2,316
0歳	413	385	424	375	350	380	372	368	364	363	360
1歳	431	416	398	419	393	358	389	381	377	373	372
2歳	462	436	435	416	423	406	370	402	394	390	386
3歳	500	465	424	437	427	423	406	370	402	394	390
4歳	486	509	466	430	450	433	429	412	376	408	400
5歳	488	485	497	464	443	450	433	429	412	376	408
6歳～11歳合計	2,977	2,972	2,966	2,973	2,972	2,908	2,865	2,808	2,753	2,670	2,575
6歳	496	494	476	498	471	443	450	433	429	412	376
7歳	514	500	496	481	497	473	445	452	435	431	414
8歳	482	511	500	496	489	500	476	448	455	438	434
9歳	479	481	518	499	497	491	502	478	450	457	440
10歳	500	487	485	515	501	498	492	503	479	451	458
11歳	506	499	491	484	517	503	500	494	505	481	453
12歳～14歳合計	1,422	1,468	1,481	1,488	1,466	1,483	1,500	1,515	1,492	1,494	1,475
12歳	475	502	501	487	484	516	502	499	493	504	480
13歳	491	475	504	498	484	483	515	501	498	492	503
14歳	456	491	476	503	498	484	483	515	501	498	492
15歳～17歳合計	1,500	1,447	1,428	1,444	1,485	1,493	1,499	1,483	1,500	1,517	1,532
15歳	459	457	495	485	503	502	488	487	519	505	502
16歳	521	466	458	503	485	506	505	491	490	522	508
17歳	520	524	475	456	497	485	506	505	491	490	522
総合計	8,679	8,583	8,519	8,446	8,409	8,334	8,263	8,168	8,070	7,985	7,898

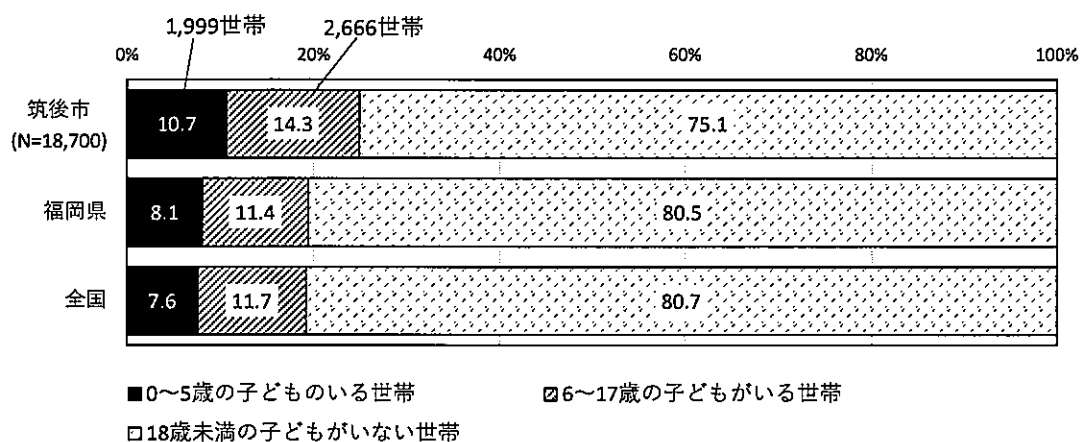
(3) 世帯の状況

〇子どもがいる世帯の状況をみると、本市では0～5歳のこどものいる世帯が1,999世帯（10.7%）、6～17歳のこどものいる世帯が2,666世帯（14.3%）となっています。また、全国、福岡県と比較して高い割合となっています。

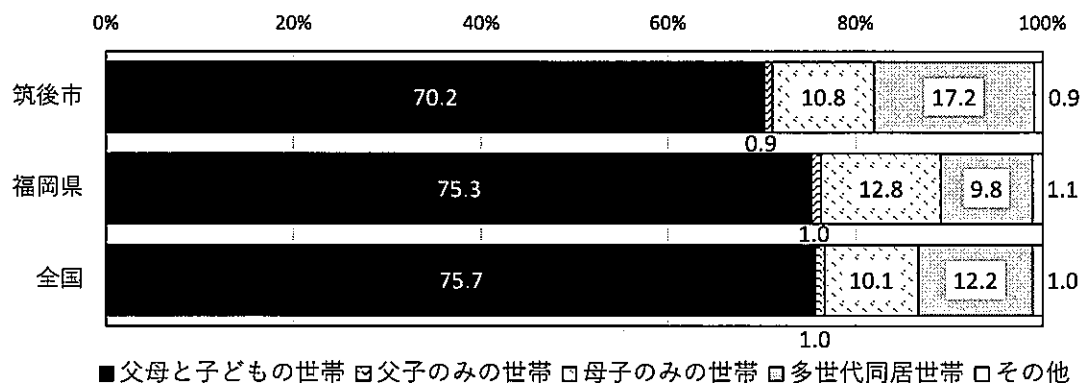
〇年齢別の子どもがいる世帯の類型をみると、本市では「多世代同居世帯」の割合が、0～17歳、0～5歳の子どもがいる世帯で、全国、福岡県よりも高い状況となっています。

資料：国勢調査（令和2年）

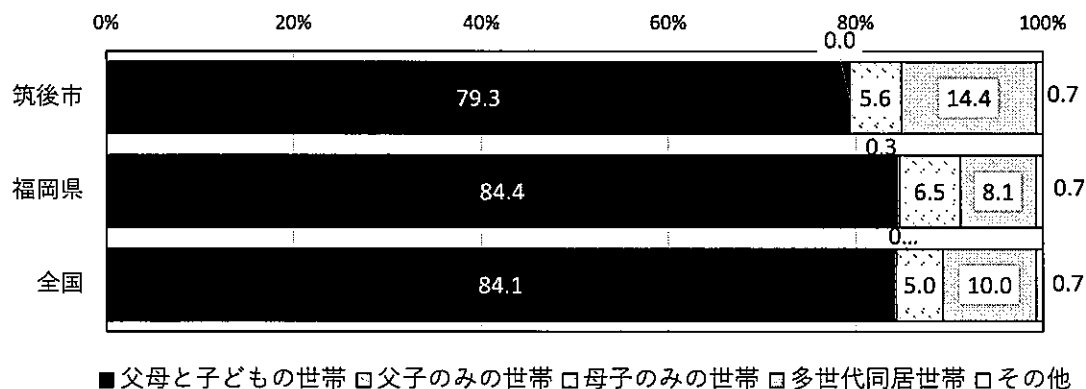
■子どもがいる世帯の割合および全国、福岡県との比較



■0～17歳の子どもがいる世帯の類型および全国、福岡県との比較



■0～5歳の子どもがいる世帯の類型および全国、福岡県との比較

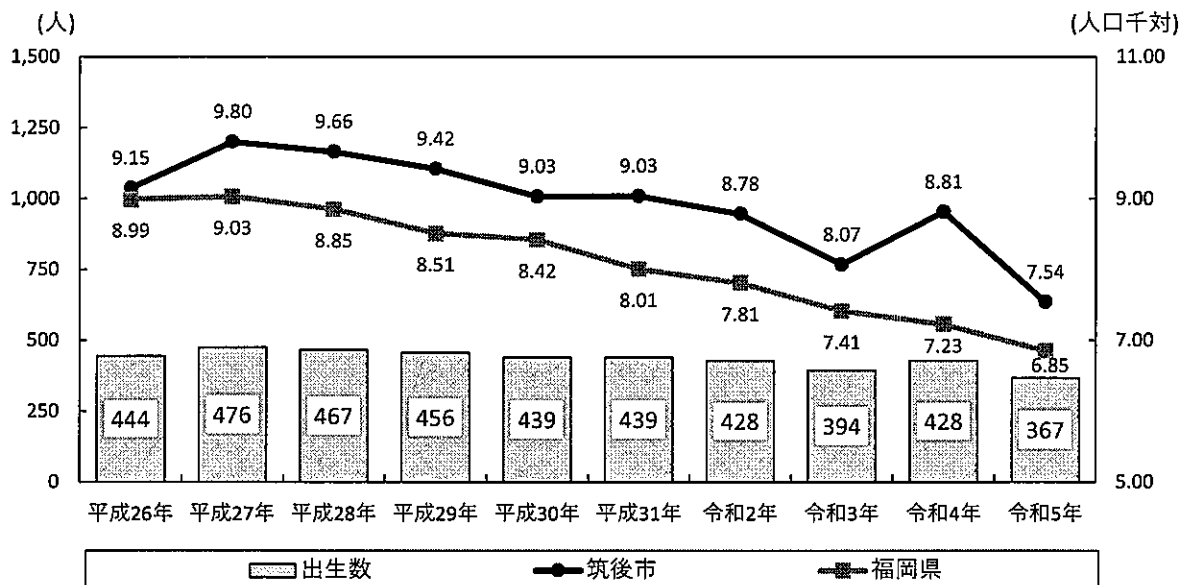


(4) 出生数・率の状況

- 出生数の推移をみると、出生数は増減があるものの減少傾向となっています。
- 出生率の推移をみると、人口 1,000 人に対する出生率は全ての年で福岡県を上回っています。

資料：福岡県人口移動調査（出生数は各年 10 月～翌年 9 月の合計、出生率は期中の出生者数÷期当初人口×1000 の数値）

出生数、出生率の推移および福岡県との比較

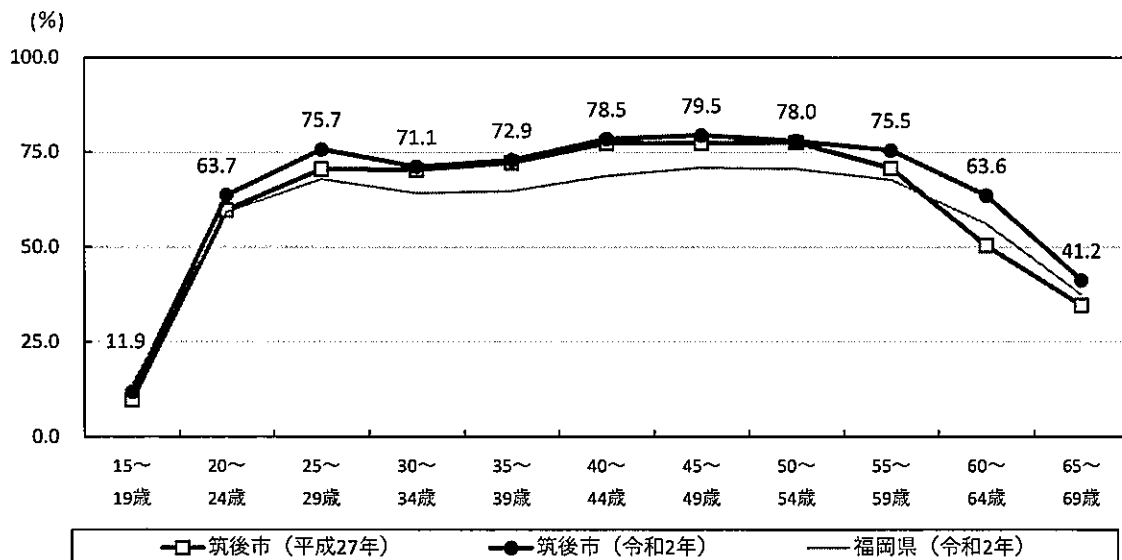


(5) 女性の労働の状況

- 就業率の推移をみると、平成 27 年と比較して令和 2 年では 55 歳以上の就業率が高くなっています。
- 福岡県と比較すると、本市の就業率は高くなっています。

資料：国勢調査（令和 2 年）

就業率の推移および福岡県との比較



2 これまでの主な取り組みとその成果

本市ではこれまで、「第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画」の「子育てをともにわかちあい、みんなでつながる筑後市へ」を基本理念に、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。その主な取り組みと成果は、次のとおりです。

(1) こどもや親の健康の確保

○母子保健の推進

- ・令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の専門職の相談・支援体制を強化しました。乳幼児健診未受診者及び予防接種未接種者への勧奨や状況把握に努め、コロナ禍にあっても高い水準での受診率及び接種率を維持しました。

○障害のあるこどもへの支援

- ・令和2年度から「こころほっと相談」事業に関わる専門職に言語聴覚士を加え、相談実施回数も増やしたことにより、早期の療育支援につながりやすくなりました。
- ・障害のあるこどもを支援するために保育士等を加配する教育・保育施設に対する財政支援を強化（対象児童の範囲の拡大、補助基準額の引上げ）し、一定数の該当児童を安定的に受け入れることができました。
- ・障害のある児童生徒のために、必要に応じて特別支援学級を設置するとともに、特別支援教育支援員を増員（令和2年度25名⇒令和6年度40名）し、こどもの状況に応じた支援を充実しました。

(2) 子育て家庭への支援

○ひとり親家庭への支援の推進

- ・家庭児童相談員が母子・父子自立支援員を兼務し、相談支援を行いました。
- ・コロナ禍や物価高騰の影響が大きいひとり親家庭に対し、生活の一助となるよう各種給付金を支給しました。
- ・令和5年度から養育費に関する公正証書¹等の作成費用等に対する助成金制度を新設し、令和5年度は4件支給しました。

○児童虐待防止対策の充実

- ・相談件数の増加に対応するため、令和3年度から家庭児童相談員（兼母子・父子自立支援員）を2人から3人に増員し、相談体制を強化しました。
- ・令和4年度から、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、こども家庭サポートセンターを設置し、児童福祉部門と母子保健部門の連携を強化するとともに、相談支援体制を充実しました。

¹ 公正証書…公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書。公正の効力が生じる。

○子育てに係る経済的負担の軽減

- ・コロナ禍や物価高騰による子育て世帯への影響を踏まえ、国の給付金の支給をはじめとした経済支援を行いました。
- ・子ども医療費助成について、令和3年度から中学生への通院費助成を開始しました。さらに、令和6年10月から対象範囲を高校生世代まで拡大し、自己負担限度額についても引下げを行いました。
- ・不妊治療にかかる治療費に対し、1回の治療について上限額5万円の助成を行いました。助成件数（延件数）は114件でした。（令和4年度から保険適用となったことに伴い、助成は終了）

○子どもの貧困対策の充実

- ・生活困窮者自立支援担当や家庭児童相談室等の連携により、経済的困難を抱える子どもや家庭の把握、支援を行いました。
- ・個別指導塾に委託を行い、生活に困窮する世帯の中学生に対する学習支援を行いました。支援実績は令和2年度から令和5年度まで合計26人です。

（３）学童期からの「生き抜く力」の育成

○学校教育の充実

- ・きめ細かな指導が可能となるよう、市が雇用する教員の配置により、平成26年度より市内全小学校で35人以下学級を継続しています。
- ・令和2年度に児童生徒一人一台のタブレット端末の整備及び校内無線LANの環境整備を行ったことをはじめ、各年度にわたりICT環境の充実を図り、効果的な学習環境を整備しました。
- ・令和4年度から不登校対策委員会を立ち上げ、不登校の増加状況の把握や対応のためのケース会議（事例検討会）のあり方等、不登校対策について専門家を交えた協議を行うなど、不登校対応を強化しました。
- ・小中連携推進委員会の開催、全小学校でのコミュニティスクール¹推進等により、小中連携・地域連携を進めることができました。

○放課後の居場所づくり

- ・放課後児童クラブ（学童保育所）を全小学校で実施し、ニーズに応じて支援単位の増や施設の整備を行いました。一部年度を除き、利用を希望する児童を受け入れることができます。

○青少年健全育成の推進

- ・薬剤師等の専門家を招いて薬物乱用等に関する講話を行い、児童生徒が薬物の害に関して理解を深める機会となりました。

¹ コミュニティスクール…学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこと。

- ・コロナ禍で縮小、中止せざるを得ないイベント等もありましたが、感染防止対策を徹底し、令和5年度にはほとんどのイベント等について計画どおり行うことができ、健全育成の契機を作ることができました。
- ・スクールカウンセラー¹の全小中学校への配置、スクールソーシャルワーカー²と不登校児童生徒支援員の連携等により、悩みや課題を抱えた児童生徒等への支援・対応を細やかに行うことができました。
- ・令和3年度から西南学院大学と連携協定を結び、学校におけるスクールカウンセラーの相談体制を充実しました。
- ・いじめの早期発見のために、各学校で月1回のいじめアンケート及び学期ごとの教育相談を行いました。

（４）多様な子育て支援サービスの充実

○子育て支援サービスの充実

- ・コロナ禍で縮小、中止せざるを得ない事業もありましたが、状況に応じた感染対策を講じて工夫しながら事業を行うなど、支援を継続することができました。
- ・令和5年度にはコロナの5類移行に伴い、様々な制限が解除・軽減され、各事業の参加者は増加しています。

○子育て情報発信の強化

- ・子育て世帯が必要な情報を得られるよう、子育てガイドブックの内容を毎年度更新し、適宜、子育て世帯への配布を行いました。
- ・電子母子手帳の導入や市の公式LINEでの情報発信等、新しい媒体も活用しながら情報発信を行い、情報を得やすくしました。

○ワーク・ライフ・バランス³の推進

- ・「育児休業中の両立支援措置」、「産前・産後休暇、育児休暇、介護休暇」等労働環境整備に関する情報についてホームページ等での啓発を行いました。
- ・仕事と子育ての両立支援のため、待機児童の解消に取り組み、学童保育の一部年度を除いて待機児童はゼロとなっています。

1 スクールカウンセラー…学校などにおいて子どもたちの悩みの相談などに対応する心理職専門家。

2 スクールソーシャルワーカー…家庭環境等による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする専門家。

3 ワーク・ライフ・バランス…仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

【 2 】 子ども・子育て支援に関する事業の 量の見込みと確保方策

1 子ども・子育てに関する事業の推進

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、第 2 期計画に引き続き、「市全域」を 1 つの教育・保育提供区域として設定します。

(2) 量の見込みと確保方策の設定

量の見込みについては、計画期間中の人口推計、ニーズ調査結果、各事業の利用実績等を踏まえ算出します。保育の量の見込みは、1 歳児～5 歳児は年度初めで算出しますが、0 歳児は年度途中の出生という特別要因により、年度初めと年度末の入所者数に構造的に大きな差があることから 10 月 1 日時点で算出します。

確保方策については、量の見込みに対して、特定教育・保育施設¹及び特定地域型保育²の利用定員をもとに一時的な定員増及び定員内訳変更、企業主導型保育施設³の地域枠、地域子ども・子育て支援事業の合計（利用）定員等により設定します。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、必要に応じて計画内容の一部見直しを行います。

1 特定教育・保育施設…市長が施設型給付費の支給を行う保育所、認定こども園、幼稚園。

2 特定地域型保育…市長が施設型給付費の支給を行う小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。

3 企業主導型保育施設…企業が従業員のためにつくる保育所。定員の 2 分の 1 の範囲で地域枠（従業員以外）の設定が可能。

(3) 認定区分と提供施設

① 認定区分と施設

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育 (以下「教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 小規模保育事業所 ¹ 、企業主導型保育施設

② 1号、2号、3号認定のこどもが利用できる施設

■ 認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		制限はありません	保育の必要性があり、教育を受けさせたい	保育の必要性がある	保育の必要性がある
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	小規模保育事業所				○

■ 本市の教育・保育施設数（令和6年4月1日時点）

	実施か所	定員
私立幼稚園	1 か所	150 人
公立保育所	1 か所	120 人
私立保育所	12 か所	1,280 人
認定こども園	2 か所	441 人
小規模保育事業所	8 か所	124 人
企業主導型保育施設 (地域枠)	4 か所	34 人

¹ 小規模保育事業所…主に満3歳未満の乳児・幼児を対等とし、利用定員が6人以上 19人以下で保育を行う事業所。

(4) 量の見込みと確保方策

① 0～2歳児（3号認定こども）

確保の方針

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設（0歳児除く）で実施します。既存施設の一時的な利用定員の増及び利用定員の内訳変更により確保します。

■ 3号認定（0歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み（A）		186	182	184	182	182
	確保方策	保育所、認定こども園	157	154	154	154	154
		小規模保育事業所	40	40	40	40	40
		合計（B）	197	194	194	194	194
	過不足数（B-A）		11	12	10	12	12

■ 3号認定（1歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1歳	量の見込み（A）		269	292	290	287	287
	確保方策	保育所、認定こども園	248	255	250	250	250
		小規模保育事業所	43	43	43	43	43
		企業主導型保育施設	17	17	17	17	17
		合計（B）	308	315	310	310	310
	過不足数（B-A）		39	23	20	23	23

■ 3号認定（2歳）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2歳	量の見込み（A）		329	300	330	323	320
	確保方策	保育所、認定こども園	285	282	282	282	282
		小規模保育事業所	41	41	41	41	41
		企業主導型保育施設	17	17	17	17	17
		合計（B）	343	340	340	340	340
	過不足数（B-A）		14	40	10	17	20

② 3～5歳児（1・2号認定こども）

確保の方針

認定こども園、幼稚園で実施します。

■ 1号認定

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 号	量の見込み（A）		118	114	109	95	94
	確 保 方 策	認定こども園、幼稚園	197	202	209	211	213
		合計（B）	197	202	209	211	213
	過不足数（B-A）		79	88	100	116	119

確保の方針

保育所、認定こども園、幼稚園で実施します。既存施設の一時的な利用定員の増及び利用定員の内訳変更により確保します。

■ 2号認定

（単位：人）

量の見込み及び確保方策			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2 号	量の見込み（A）		1,149	1,129	1,078	1,071	1,060
		うち教育の利用希望が強い方	157	152	145	143	141
	確 保 方 策	保育所、認定こども園	1,121	1,109	1,051	1,051	1,049
		幼稚園及び預かり保育	46	45	45	43	43
		合計（B）	1,167	1,154	1,096	1,094	1,092
	過不足数（B-A）		18	25	18	23	32

2 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 量の見込みと確保方策

① 延長保育事業

保育認定を受けたこどもを対象に、通常の利用時間外の時間において、認定こども園、保育所等で引き続き保育を行う事業です。

確保の方針

市内全保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）により実施します。

延長保育事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		846	836	826	816	806
確保 方策	実人数	846	836	826	816	806
	施設数(か所)	21	21	21	21	21

② 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童（幼稚園在園児）を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

確保の方針

教育時間終了後、引き続き同じ施設で行う預かり保育に対してのニーズは高いことから、市内の幼稚園、認定こども園すべてにおいて見込み量を確保します。

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	23,600	20,200	19,400	19,000	16,400
	2号認定	31,400	30,400	29,000	28,600	28,200
確保 方策	延べ人数	55,000	50,600	48,400	47,600	44,600
	施設数(か所)	3	3	3	3	3

③ 認可保育所等による一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

確保の方針

市内認可保育所、小規模保育事業所等により実施します。

■ 認可保育所等による一時預かり事業

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,190	1,180	1,170	1,160	1,150
確保 方策	延べ人数	1,190	1,180	1,170	1,160	1,150
	施設数(か所)	5	5	5	5	5

④ 実費徴収に係る補足給付事業

世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、市が定める基準に該当する保護者の子どもが、幼稚園での教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき副食の提供に要する費用の全部又は一部を給付する事業です。

確保の方針

子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用者を対象に実施します。

■ 実費徴収に係る補足給付事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

⑤ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

確保の方針

市内全小学校区の学童保育所（巡回型を含む）及び民間学童保育所により実施します。

■放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

（単位：人）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	289	301	294	299	287
	2年生	280	271	283	277	282
	3年生	221	228	222	234	230
	4年生	122	137	143	143	153
	5年生	49	59	74	81	85
	6年生	15	15	20	20	24
	合計	976	1,011	1,036	1,054	1,061
確保方策	実人数	981	1,017	1,043	1,056	1,074
	施設数（か所）	13	13	13	13	13

⑥ 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、こどもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設等で一時的な保育を行う事業です。

確保の方針

病児保育施設「ちっこハウス」において、必要な保育士や看護師を配置し、感染防止に配慮した個室等の確保を行い実施します。

■病児・病後児保育事業

（単位：人日※年間延べ人数）

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,120	1,120	1,132	1,124	1,120
確保方策	延べ人数	1,680	1,680	1,698	1,686	1,680
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

⑦ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊婦に対して、妊娠期間中の適時に必要に応じた検査を実施する事業です。

確保の方針

すべての医療機関で実施します。

■ 妊婦健康診査事業

(単位：人、人回)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	対象者数	380	350	345	340	340
	健診回数	5,040	4,900	4,830	4,760	4,760
確保方策（実施体制）		すべての医療機関で実施				

⑧ 妊婦等包括相談支援事業

産前産後において、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

確保の方針

妊婦のための支援給付の申請・給付の手続きの際、保健師等による面談等により実施します。

■ 妊婦等包括相談支援事業

(単位：回)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	760	742	733	724	723
確保方策	760	742	733	724	723

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

確保の方針

担当助産師（保健師）による、保護者に寄り添った支援を実施します。

乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	380	372	368	364	363
確保方策（実施体制）	実施体制：1人 （要フォロー者については、地区担当の保健師・助産師が対応）				

⑩ 産後ケア事業

産後の母親と赤ちゃんが宿泊または日帰り等で、心身のケアや授乳指導、育児指導等を受けることができる事業です。

確保の方針

利用希望に応じ、ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）、アウトリーチ（訪問型）により実施します。

産後ケア事業

（単位：人日※年間延べ人数）

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	195	210	220	230	240
確保方策	215	215	220	230	240

⑪ 利用者支援事業

子ども・子育てに関する総合相談窓口として、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談内容に応じて必要な支援を行う事業です。

確保の方針

こども家庭センター型として実施します。

利用者支援事業

(単位：か所)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

⑫ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

確保の方針

子育て拠点支援施設「おひさまハウス」において実施します。利用者アンケートを行い、保護者のニーズを汲み取りながら、より利用しやすい施設のあり方を検討します。ホームページや広報などで施設で行っている事業を紹介し、親子の触れ合いの大切さや楽しさをPRしていきます。

地域子育て支援拠点事業

(単位：人回/月)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	808	799	813	802	795
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

⑬ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（依頼会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

確保の方針

保護者の多様なニーズに応えられるよう、引き続き人材確保に努めます。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（単位：人日※年間延べ人数）

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	697	684	672	660	647
確保方策	697	684	672	660	647

⑭ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

確保の方針

市の保健師等による新生児・乳児訪問事業（出産前からの関わりのある世帯等を訪問する事業）により実施します。

■ 養育支援訪問事業（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28	26	25	25	25
確保方策（実施体制）	実施体制：5人（地区担当の保健師・助産師が対応）				

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

児童の養育について支援が必要な家庭に対し、家事・育児支援のための訪問支援員を派遣する事業です。

確保の方針

関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業につなげ支援を行います。

■ 子育て世帯訪問支援事業

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	188	186	184	182	180
確保方策	188	186	184	182	180

⑯ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、こどもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

確保の方針

ホームページ等で子育て短期支援事業の周知を実施します。また、関係機関と連携し、支援を必要とする保護者の把握及び利用勧奨を行います。

■ 子育て短期支援事業

(単位：人日※年間延べ人数)

量の見込み及び確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		40	40	40	40	40
確保 方策	延べ人数	40	40	40	40	40
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

⑰ 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等に対し、居場所となる場を提供し、個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に提供することを目的とした事業です。

確保の方針

関係機関と連携し、支援が必要な児童等の把握に努め、事業につなげ支援を行います。

■ 児童育成支援拠点事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	16	16	15	22
確保方策	0	0	16	15	22

⑱ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換の場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

確保の方針

関係機関と連携し、支援が必要な家庭等の把握に努め、事業につなげ支援を行います。

■ 親子関係形成支援事業

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	19	19
確保方策	0	20	20	19	19

⑭ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

確保の方針

構成員への研修等を通じ、関係機関相互の連携をすすめます。

■ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

附錄 1 臺灣省各縣市人口統計表 (續)

1 計画の推進体制

本計画の策定部署となるこども家庭サポートセンター、児童・保育課を中心に、施策に関わる庁内関係部署、関係機関・事業者等の参画を得ながら、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、施策の実施状況等について各年度に点検・評価します。

なお、計画の定める量の見込みが大幅に変動する場合は、必要に応じて計画内容の一部見直しを行います。

■ 計画の進行管理のイメージ

